

耐震改修工法等の審査証明のご案内

BCJは、耐震改修工法について、「建設技術審査証明協議会」の会員として建設技術審査証明事業（建築技術）を実施しています。

建設技術審査証明事業とは、民間で開発された新しい建設技術の活用促進に寄与することを目的とし、依頼された新技術に関して「技術審査」、「証明」、「普及活動」を行うものです。



本審査章は、優れた工人で古代最大の発明家ダイタロスの像と中国最古の「技」の文字からなり、西洋の技術と東洋の技術の融和的位置に新しい建設技術が多く見出されること、さらにこれらの技術と建設技術審査証明事業が太陽のように光り輝くものでありたいという願いを込めて、作成されたものです。

◆耐震改修工法の審査証明事例

- ・耐震補強工法（内側補強工法、外側補強工法）
- ・制振部材による改修工法
- ・その他耐震改修工法

◆その他の技術

- ・建築物等の施工、材料、部材、設備、器具、設計、計画、維持管理、検査等に係わる技術
- ・既存建築物等の維持保全、改修及び解体のための機械、設備、材料、工法等に係わる技術

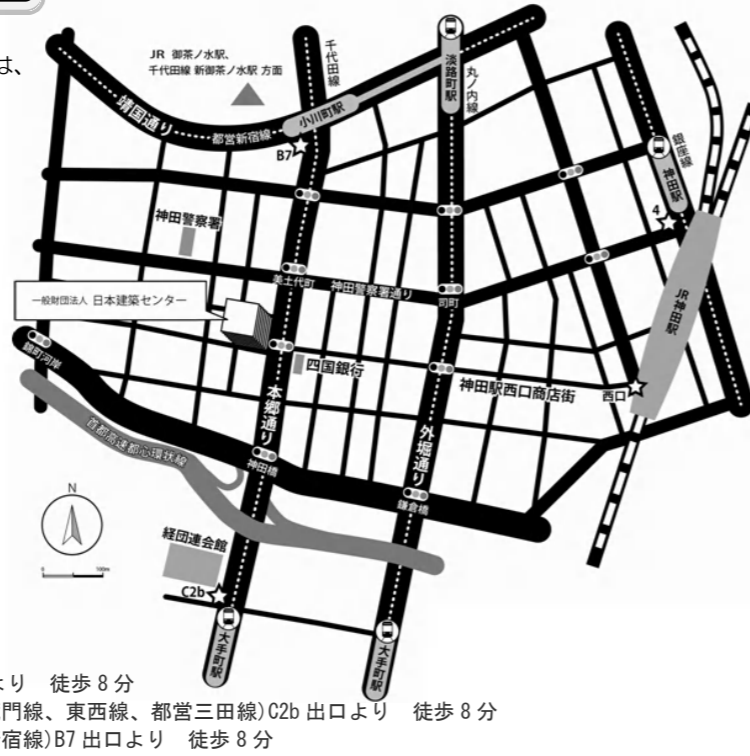
建設技術審査証明事業に関するお問い合わせ、ご依頼は、お気軽に下記までご連絡ください。（耐震診断評価業務と同じ窓口です。）

お問い合わせ

耐震診断評価業務に関するお問い合わせ、ご依頼は、お気軽に下記までご連絡ください。

一般財団法人日本建築センター
認証部認証課

〒101-8986
 東京都千代田区神田錦町 1-9 東京天理ビル
 TEL : 03-5283-0468
 FAX : 03-5281-2824
 e-mail : ninsyo@bcj.or.jp
 インターネットホームページアドレス
<http://www.bcj.or.jp/>



- ・神田駅（JR）西口、（地下鉄銀座線）4番出口より 徒歩 8分
- ・大手町駅（地下鉄千代田線、丸ノ内線、半蔵門線、東西線、都営三田線）C2b出口より 徒歩 8分
- ・淡路町駅/小川町駅（地下鉄丸ノ内線/都営新宿線）B7出口より 徒歩 8分

大地震の危険性が指摘され、安全な建築物のストックを確実に形成することが求められており、適切な耐震改修計画によって、既存建築物の耐震改修を早急に進めることが大きな課題となっています。

BCJは、建築物の構造安全性の技術評価に係る長年の経験を生かし、既存建築物の耐震診断及び耐震改修計画が適切に行われていることを第三者機関として評価する業務を行っています。



The Building Center of Japan

Certification of Seismic Assessment

耐震診断評価事業 ご案内

一般財団法人 日本建築センターの耐震診断評価の特徴

● BCJの職員でもある評価委員が常駐していますので、技術的なご相談にも対応しています。また、BCJでは以下の評価申請にも対応しております。

- ・既に耐震改修（補強）されている建築物
- ・他機関において耐震診断評価されている耐震改修計画

申請前の
事前相談

● お客様のスケジュールにできるだけ沿って、的確に評価を進めております。

- ・受付から評価書交付まで、1ヶ月が標準（最大2ヶ月程度）
- ・変更申請は随時受付し、委員会を経ずに評価書等を交付

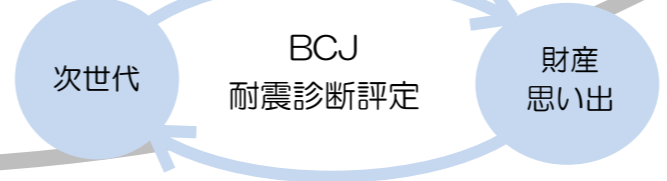
迅速な対応

● BCJの評価は、お客様からも高い信頼を得ています。技術的に難しい耐震診断等に関しても、対応しております。

- ・免震、制振改修を用いた耐震改修
- ・歴史的建築物等（重要文化財、社寺建築）
- ・れんが造、補強コンクリートブロック造等

高い信頼性

高度な
技術力



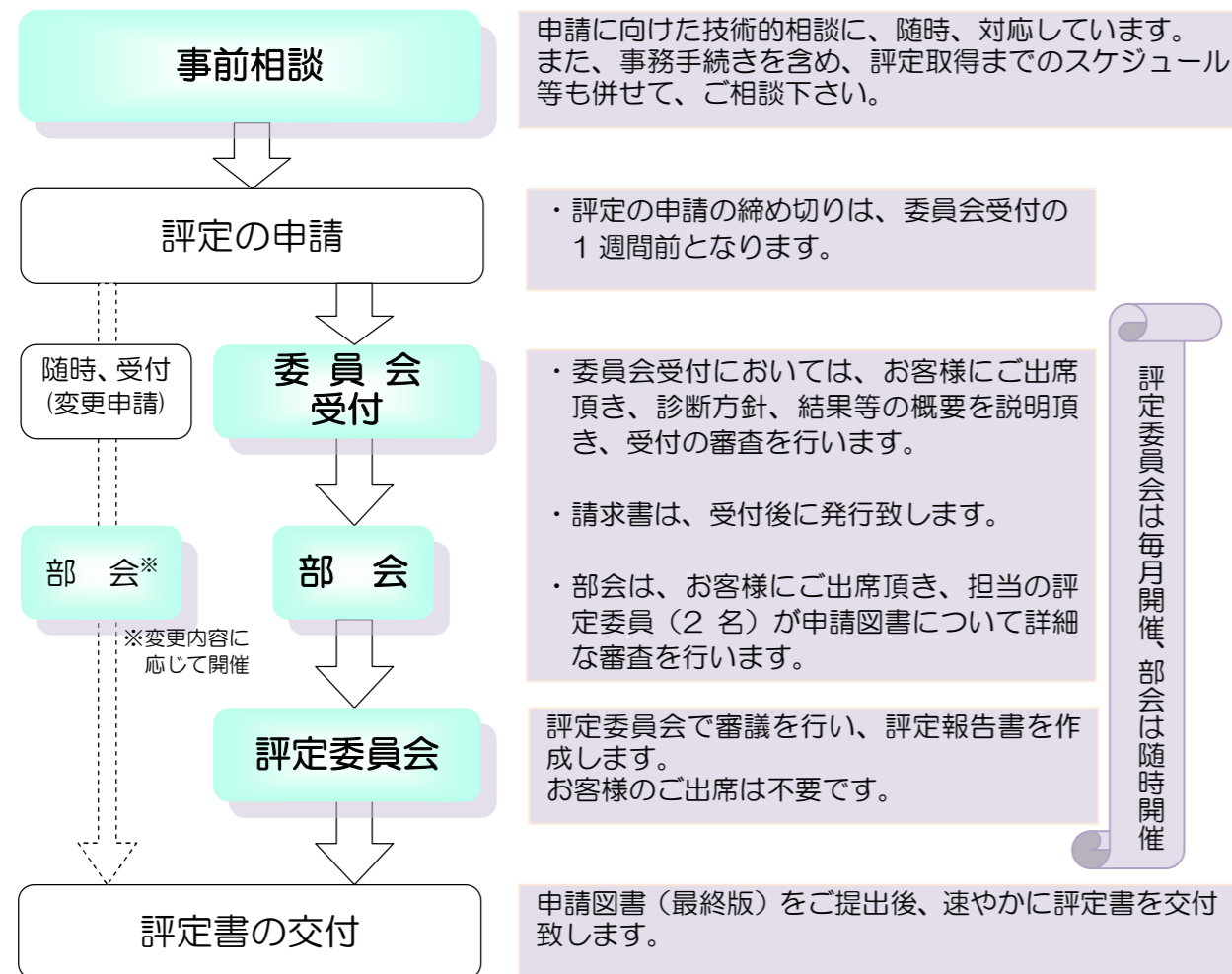
BCJの耐震診断評価事業は、お客さまとの繋がりを大切に、また、我が国の建築活動の発展と公共の福祉に寄与し、既存の建築物を次の世代へと繋ぎます。

業務の概要

- お客さまが行った「耐震診断」・「耐震改修計画」に関し、次のような場合に第三者機関の評定が必要とされることがあります。
 - ・ 耐震改修促進法及びマンション建替法に基づく耐震改修計画の認定等を申請する場合
BCJは、耐震改修促進法及びマンション建替法に基づく耐震改修計画の認定等に
係る評定に関し、東京都と協定を締結しています。
 - ・ 建築基準法に基づき、既存不適格建築物が地震に対して安全な構造であることを確認
する必要がある場合
 - ・ 各種の助成措置を受ける場合
 - ・ その他
- BCJは、「耐震診断評定委員会」（委員長：壁谷澤寿海 東京大学地震研究所教授）の技術
審査を経て、耐震診断評定書を交付します。当委員会は、「既存建築物耐震診断・改修等推
進全国ネットワーク委員会」に登録されています。
- 耐震診断評定は、準拠した耐震診断の方法（耐震診断評定に適用する基準）で検討された
耐震診断・耐震改修計画を評定します。準拠した耐震診断の方法、手続き等の詳細につい
ては、「耐震診断評定申請要領」等をご覧ください。

「耐震診断評定申請要領」等は、BCJのホームページからダウンロードできます。
(ホームページアドレス <http://www.bcj.or.jp/>)

業務の流れ



業務の対象

業務区域

日本全域を対象とします。

評定の区分

- 耐震診断の評定
- 耐震改修計画の評定
- 耐震診断及び耐震改修計画の評定

対象とする耐震診断及び耐震改修計画

建築物、建築物の部分及び工作物の耐震診断・耐震改修計画を評定の対象とし、学校、事務所等の建築物のほか、大空間の観客席を有する建築物や、免震、制振技術を用いた耐震改修などについても、随時、扱っております。

対象とする構造種別

次の構造を対象としています。個別にご相談ください。

- 鉄筋コンクリート造
- 鉄骨造
- 鉄骨鉄筋コンクリート造
- 木造、組積造（れんが造、補強コンクリートブロック造等）
- 上記を組み合わせた構造

耐震診断評定の手数料

新規申請の場合の評定手数料（消費税別）（基本的な評定手数料は、下表の通りです。）

評定の区分 申請建築物等の延べ面積	耐震診断の 評定	耐震改修計画の 評定	耐震診断及び耐震改修 計画の評定
500㎡以下	180,000円	270,000円	360,000円
500㎡を超え 2,000㎡以下	240,000円	320,000円	430,000円
2,000㎡を超え 5,000㎡以下	300,000円	400,000円	540,000円
5,000㎡を超え 10,000㎡以下	400,000円	540,000円	720,000円
10,000㎡を超え 20,000㎡以下	500,000円	670,000円	900,000円
20,000㎡を超えるもの	別途見積り額 (A)	別途見積り額 (B)	(A+B)×0.8

加算額（消費税別）（下表に該当する場合は、加算額をいただきます。）

1. 第3次診断等を用いて診断されている場合	【上表】の2割相当額を加算
2. 高度な検証法（時刻歴応答解析等）を用いて診断されている場合	【上表】の金額に500,000円を加算
3. 特殊な工法、材料、技術等が採用されている場合	別途算定
4. 構造形式が複雑な場合	